

改正道路交通法(平成25年12月1日施行)の規定

悪質・危険運転者対策

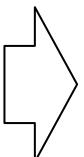
無免許運転等の罰則が引き上げられます。

[法64条、法117条の2の2]

無免許運転等とは、「無免許運転」、「無免許運転の下命・容認」、「免許証の不正取得」をいいます。

施行前

1年以下の懲役
又は
30万円以下の罰金



施行後

3年以下の懲役
又は
50万円以下の罰金

※「下命・容認」とは、自動車の使用者等が、その者の業務に關し、自動車の運転者に対して違法行為をすることを命じたり、運転者が違法行為をすることを認めることをいいます。

無免許運転の帮助行為も禁止され、罰則が新設されます。

[法64条、法117条の2の2、法117条の3の2]

■ 自動車等を提供した場合

無免許運転を行うおそれのある者に自動車等を提供し、自動車等の提供を受けた運転者が無免許運転をした場合



3年以下の懲役
又は
50万円以下の罰金



■ 同乗した場合

自動車等の運転者が免許を受けていないことを知りながら、その運転者に対し自己を運送することを要求又は依頼して同乗した場合



2年以下の懲役
又は
30万円以下の罰金



自転車利用者対策

警察官は、自転車の制動装置に係る検査及び応急措置命令等をすることができます。

[法63条の10、法120条]



ブレーキに不備
のある自転車

警察官による
検査・応急措
置命令等

検査拒否、
命令違反等

5万円以下
の罰金

自転車を含む軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側に設けられた路側帯に限ります。

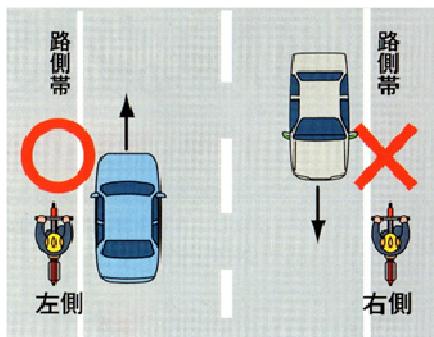
[法17条の2]

路側帯を通行する場合、歩行者の通行を妨げないように進行しなければなりません。

歩行者の通行を妨げた場合

2万円以下の
罰金又は料料

[法17条の2、法121条]



右側の路側帯を通行した場合

3か月以下の懲役
又は
5万円以下の罰金

[法17条、法119条]